

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人中泊町社会福祉協議会

【情勢認識】

一昨年から感染が拡大した新型コロナウイルスは、ワクチン接種や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などの対策が功を奏し、いったんは減少に転じたものの、再び新たな変異株が世界的に拡大し、日本国内においてもいまだ予断を許さない状況にあります。

このウイルスは世界中の人々の生活様式を一変させる長期的な大災害へと発展させ、その結果、経済や雇用が長期的に安定せず、休業や廃業に追い込まれることによる失業者の増加など、様々な影響が顕著にみられています。

社会のシステムや人々の生活に多大な影響を及ぼすことで、少子高齢化や核家族化の増加に伴う人間関係の希薄化、所得格差で生ずる低所得世帯の増加、子ども・高齢者に対する虐待など、これらの福祉課題をますます深刻化させる状況となっております。

地域福祉の中核的な役割を担う当会といたしまして、可能な限り住み慣れたところで自分らしい暮らしが出来るよう、包括的な支援・サービス提供の体制づくりをより強化し、できる限り住民の皆様のご要望にお応えすべく、住民相互で支援活動を行っていけるよう、地域住民のつながりをより充実させ、課題を抱えた住民を地域全体で見守り・助け合う体制の構築により一層取り組んでいく所存です。

当会の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で 共に支え合い 安心して 幸せに暮らせる 福祉のまちづくり」実現のため、今まで以上に住民の福祉ニーズに沿った社協活動の展開を目指し、社会福祉協議会に対する町民の皆様の期待、信頼に応えられるよう、地域福祉活動の拠点として機能するよう、役職員一丸となって邁進いたします。

【重点目標】

1. 住民主体の「支え合い」「助け合い」で見守る仕組みづくりの推進
2. 広報・啓発活動の推進
3. 介護保険事業サービス利用者の安定的な確保

【事業内容】

法人運営事業関係

1. 法人運営事業

- (1) 理事・監事・評議員会等の開催
- (2) 社協会員増強運動の実施
- (3) 役職員研修の実施及び各種会議、研修会等への参加
- (4) 連絡調整機能の充実
- (5) 社会福祉関係機関・団体との連携

(行政、民生児童委員・ボランティア・県及び市町村社協)

2. 心配ごと相談所運営事業

中里地域、小泊地域ともに毎月第3の水曜日（祝日の場合はその翌日）心配ごと相談所を開設するほか、実施相談日以外の平日には社協本所及び支所で適宜相談に対応できるよう体制を整え、町民の生活上のあらゆる悩みごとに応じ、適切な助言、指導を行い、問題の解決に協力する。

その他、特設合同相談の開催（年2回）、法律相談の開催（年1回）。

3. 高齢者交流事業

(1) 一人暮らし高齢者交流事業「ふれあいの集い」の実施（中里地域 年2回）
70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に当事者間の交流による仲間づくりを通じ、孤独感の解消につなげることを狙いとし開催する。

(2) 一人暮らし高齢者交流事業（小泊地域）

(3) ふれあい昼食会（小泊地域）

4. 生活福祉資金貸付事業事務（県社協事業の窓口）

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者、または高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助を行い、経済的自立等、安定した生活を営んでもらうため実施。

(2) 償還促進運動の実施

生活福祉資金借受世帯の自立更生の目的を踏まえ、滞納世帯等に対し有効適切な償還指導を行うために実施。（年1回）

5. ボランティアセンター事業

(1) ボランティアセンターの運営（相談、登録、斡旋）

(2) ボランティア活動保険料の助成

安心してボランティア活動に従事していただくため、ボランティア活動中の様々な事故によるボランティア活動者の受傷や活動者による損害賠償などについて補償する保険の掛け金の助成を行う。

(3) ボランティア推進校事業の実施

小さい頃からの福祉に対する理解と関心を促し、さらに、地域社会へと広げる

ための地域福祉活動を行うための助成を行う。

(4) 除雪支援事業の実施

登録制の除雪ボランティアを組織し、自ら除雪作業ができないばかりか、町内に身内等がいない日常生活に困窮している高齢者や障がい者等の冬期間における日常生活の支援を行う。

(除雪用具については、青森県共同募金会より受配した「小型除雪機」2台、「スノーダンプ」16台、「スコップ」100丁、「ジャンパー」46着を本所、支所に分けて配備)

(5) 防災体験の実施(避難所並びに災害ボランティアセンター運営)

「炊き出し訓練」や「災害ボランティアセンター運営訓練」、段ボールを使用した「間仕切り」、「ベッド」、身近にある物を利用した「防災グッズ」作りの体験を行う。

6. ユアライフ応援事業

認知症、知的障害、精神障害、生活困窮に陥っている方々の権利を擁護するため、次の事業を実施する。

①成年後見事業(法人後見事業)

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害及び精神障害を持つ要支援者が成年後見制度を利用するにあたり、その支援をすることにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現を目指す。また、社協ならではの組織、ネットワークを活かしながら、当法人が後見人等に就任し後見事務を行う「法人後見事業」の実施。

②フードバンクシステム補助事業

生活困窮者の自立支援等を目的にコープフードバンクから余剰食品等の無償提供を受け、つがる西北五社協職員連絡会内にフードバンクシステム部会を設置し、広域的な支援物資の在庫管理と配給を行う。

③生活困窮者自立相談支援補助事業

④日常生活自立支援補助事業(基幹的社協の窓口)

⑤日常生活費預かり事業（金銭の管理）

⑥お墓の見守り事業

親族等からの依頼により、老人クラブ会員等にボランティアとして協力いただき、春・秋彼岸等のお墓の管理を行う。

7. 企画広報事業

(1)「社協だより」の発行（年12回毎戸配布）

町民へ社会福祉に対する理解や関心を深めていただくため、社協活動の紹介、行事のお知らせ等、様々な情報を提供する。

(2)「社協ホームページ」の管理運営

社会福祉協議会のホームページを開設し、定期的に情報を更新、社協だより同様、社協活動の紹介、行事のお知らせ等、様々な情報等若年層を中心とした町民以外の方へも広く公開する。

Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）、Twitter（ツイッター）による情報提供も合わせて行い、アクセス数増加を図る。

8. 子育て支援事業

町内こども園へサンタクロース訪問によるクリスマスプレゼントの配付等を実施。

9. 福祉機器貸出事業

要介護度1以下の介護を必要とする町民に対し、ギャッジベッド、車椅子等の福祉機器の無料貸し出しを実施。

10. 福祉安心電話サービス事業

町老人日常生活用具給付等事業の緊急通報装置の決定を受け、県社協へのサービス加入申し込みにより、対象者に緊急通報システムを設置。

11. 福祉サービス苦情解決事業

社協で実施している福祉サービスに対する利用者からの苦情に対し、迅速、適切な苦情処理を図るための第三者委員を設置。

12. 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などの人が、自立した地域生活が送れるように権利を擁護することを目的に、県社協（基幹的社協）が実施する事業の窓口となり、各種相談に応じる。同時に、事業による援助の必要が見込まれる場合には、基幹的社協、生活支援員と連携を図りながら利用者援助を実施。

13. 地域福祉座談会の開催

町内5カ所（中里・武田・内潟・小泊・下前地区）を巡回し、福祉情報の提供や社協が行う事業のPRを行うとともに、地域における福祉課題などについて、住民の皆さんとともに話し合う機会を持つ。

14. 団体事務局

- (1) 中泊町老人クラブ連合会活動（事務局）
 - ・町老連、中里支部、中里支部女性部、小泊支部
- (2) 中泊町身体障害者福祉会活動（事務局）
- (3) 中泊町母子寡婦福祉会活動（事務局）
- (4) 中泊町遺族会活動（事務局）
- (5) 中泊町ボランティア連絡協議会（事務局）
- (6) 北郡老人クラブ連合会（事務局）
- (7) 青森県共同募金会中泊町共同募金委員会（事務局）
- (8) 生涯現役いきいき活躍プロジェクト協議会（事務局）

15. 郡社協事業

- (1) 理事会、総会への参加
- (2) 北津軽郡いきいきグラウンドゴルフ大会への参加
- (3) 北津軽郡いきいき囲碁・将棋・ゴニカン大会への参加（開催地 中泊町）
- (4) 北津軽郡社会福祉大会への参加（開催地 中泊町）

16. 北郡・つがる市社協事業

- (1) 北つがる地区療育キャンプ「愛の輪ひろば」への参加（開催地 中泊町）
- (2) 北つがる地区レクリエーション「ゆきん子の集い」への参加
障害者・家族同士の仲間づくり・ボランティア心向上の場を提供する。

17. つがる西北五社会福祉協議会職員連絡会事業

- (1) 研修部会（自己啓発・相互啓発の促進）
 - ①総務部会 ②地域福祉部会 ③介護保険部会 ④フードバンクシステム部会

⑤その他研修等

(2) 職員交流会（社協間及び職員間交流の推進）

18. 地域密着型サービスの外部評価調査員業務

青森県社会福祉協議会からの調査員として委嘱を受け、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の書面調査並びに訪問調査を行う。

たすけあい資金貸付事業

低所得者を援護するため、緊急を要すると認められる者に対し貸付を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活ができるよう支援する。

福祉基金運営事業

社協財政の安定的な運用と調整資金に充てるため福祉基金の設置。

中泊町老人福祉センター（指定管理者）

・老人福祉センター管理運営

老人入浴

毎週月・火・水曜日に福祉バスで送迎、入浴時間を午前9時から午後1時までとし、中泊町内の60歳以上の方にお風呂の無料開放を実施。

一般入浴

毎週月・火・水曜日並びに日中に高齢者関連行事のある日については、午後4時から午後9時まで、毎週木・土・日曜日・祭日、高齢者関連行事の無い日については、午後1時から午後9時まで、有料にて開放を実施。

中泊町高齢者生活福祉センター（指定管理者）

・高齢者生活福祉センター管理運営

毎月第2第4日曜日の午前9時から午前11時30分までの時間帯を男性の方、午後1時から午後3時30分までの時間帯を女性の方とし、町民の方へ温泉の無料開放を実施。

・中泊町生活支援ハウス（指定管理者）

高齢者生活福祉センター居室を提供し入居者の自立支援を行う。

福祉推進事業（受託事業）

1. 配食サービス受託事業

調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問、栄養のとれた食事を提供する

とともに利用者の安否確認を行う。

2. 寝たきり防止事業

高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした老後生活を送れるよう支援する。

3. 高齢者の生きがいと健康づくり事業（宝寿大学事業）

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

地域の見守り活動推進事業（ほのぼのコミュニティ21推進事業）

1. 見守りネットワークコーディネーターの設置

地域の実情に即し柔軟かつ効果的に事業を推進するため、事業計画を作成し、地域の見守り活動に対する支援や助言を行う。

2. 見守りネットワーク連絡会運営事業

見守りネットワークコーディネーターが中心となって、各町内会単位において、ほのぼの交流協力員をはじめ、民生委員・児童委員や町内会、新聞配達業者や宅配業者等が行う地域のさまざまな見守り活動を広範かつ重層的に活用し、一体的な提供を行う見守りネットワークを構築し、災害時等にも対応した地域の見守り機能の強化を図ることを目的とする。

3. ほのぼの交流協力員事業

- ・ほのぼの交流協力員の設置

老人クラブ会員を中心とした見守り、安否確認活動を通じ、高齢者や障害者などの要援護者を支え、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する。

4. ボランティア活動促進事業

- ・ボランティア活動保険料の助成

生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行

くことを目的とする。

「駅ナカ学校」運営支援（駅さいぐべし！実行委員会事務局）

居宅介護支援事業

- ・介護サービス計画（ケアプラン）の作成など介護支援サービスに関連する事業
- ・要介護認定調査（町受託事業）

訪問介護事業（サテライト事業所）

- （1）訪問介護事業
- （2）訪問型サービス事業
- （3）障害者福祉サービス事業
- （4）介護・生活支援ホームヘルパー派遣事業

※ 小泊訪問介護事業所については、平成31年度（令和元年度）より中里訪問介護事業所に統合し、サテライト事業所（出張所）とした。

通所介護事業

- （1）通所介護事業
- （2）通所型サービス事業
- （3）障害者福祉サービス事業
- （4）生きがい活動支援通所事業

※ 令和3年度まで週6日営業（日曜日休業）
令和4年度より週5日営業（日・水曜日休業）

中泊町認知症グループホーム しおさい（指定管理者）

要支援2または要介護1から5の認定を受けた認知症高齢者、家庭環境などにより家庭での介護が困難な方等を対象とし、24時間介護体制、また医療機関との連携により、楽しく家庭的な雰囲気の中で安心して生活できる場の提供を行う。

患者等移送事業

高齢者等単独での移動が困難な人であって、単独では公共交通機関を利用するのが困難な人に対し、居宅と医療機関との間の移送及び介護サービスを連続して行うことにより、引き続き地域での在宅生活が維持できるよう支援することを目的とする。

・介護輸送

利用者のケアプラン上に訪問介護の「通院等乗降介助」のサービスとして位置づ

け行われる移送業務。当会に登録した白ナンバー自動車並びに運転者として登録したホームヘルパーが運転業務を行う。(要介護者が利用できる介護保険サービス)

- **ケア輸送**

二種免許所持者を当会に運転者として登録し、青ナンバー事業用自動車による運転業務を行う。(要介護者以外の方も利用できるサービス)